

令和3年度第3回青森県男女共同参画審議会

日 時 令和3年12月20日（月）

13:25～15:15

場 所 アピオあおもり 大研修室2

【出席委員】大矢委員、山下委員、清水委員、小笠原裕委員、葛西委員、大澤委員、佐々木委員、辺田委員、久保田委員、千田委員、林委員

【欠席委員】三上委員、松木委員、小笠原尚子委員、蒔苗委員

【議事次第】

1 開会

2 挨拶

3 議 事

(1) 諮問案件

第5次あおもり男女共同参画プラン（仮称）（案）について

(2) その他

4 閉会

【配布資料】

資料1 第5次あおもり男女共同参画プラン（仮称）（案）

資料2-1 第5次あおもり男女共同参画プラン（仮称）（案）に対する意見募集結果について

資料2-2 第5次あおもり男女共同参画プラン（仮称）（案）に対する意見の内容と県の修正案

資料3 第5次あおもり男女共同参画プラン（仮称）（案）に対する庁内整理

資料4 第5次あおもり男女共同参画プラン（仮称）の策定スケジュール（案）

(司会)

それではただ今から、令和3年度第3回青森県男女共同参画審議会を開会いたします。
はじめに環境生活部長の佐々木からご挨拶を申し上げます。

(環境生活部長)

皆様、こんにちは。環境生活部長の佐々木でございます。

本日はお忙しい中、また突然青森らしい天気になった中、お越しいただきまして本当にありがとうございます。また、大矢会長をはじめ委員の皆様には、日頃から男女共同参画をはじめ県政各般に渡りまして県政の推進にご理解をいただきましてありがとうございます。心からお礼申し上げます。

さて、本日諮問させていただくこととしております第5次あおもり男女共同参画プラン、こちら仮称でございますが、このプランは全ての県民が性別に関わりなく個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる、男女共同参画社会の実現を目指すという目的のために作成するものでございます。令和4年度からの5ヶ年の基本的な計画と位置づけております。

皆様には、今年の3月の審議会から前回まで、そしてそれぞれ節目節目でご意見を伺ってまいりました。それぞれのご専門の分野でたくさんのご意見をいただきましたことに、本当に心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

また、県民の皆様からのご意見をいただくために、10月5日から11月5日までパブリックコメントを実施いたしました。本日は皆様から頂戴いたしましたご意見、それからこれまでのご議論、そしてパブリックコメントの結果等を踏まえまして、検討して取りまとめた案を諮問させていただきます。

本日、皆様のご審議をいただきまして、答申をいただきたいと考えておりますので、限られた時間ではございますが、何卒宜しく願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

(司会)

本日の会議の成立についてご報告申し上げます。

当審議会の開催にあたっては、青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定により、委員の半数以上の出席が必要とされておりますが、本日は委員15名中11名の方にご出席いただいております、出席者が半数以上となっておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。

それでは議事に入ります。ここから先の議事進行は青森県附属機関に関する条例により、会長が議長を務めることになっております。大矢会長よろしく申し上げます。

(大矢会長)

皆さん、こんにちは。第5次あおもり男女共同参画プラン（仮称）（案）ですけれども、皆様と検討を進めてまいりましたが、今日は答申まで進めなければいけないということです。

今日、答申まで頑張ってお出しなればいけませんので、どうぞ皆様、普段どおりにご意見を頂戴できればと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第に沿って議事を進めてまいります。議題の3の（1）諮問案件となっておりますけれども、第5次あおもり男女共同参画プラン（仮称）（案）について、最初に諮問書をお受けいたします。

(環境生活部長)

令和3年12月20日

青森県男女共同参画審議会会長 大矢奈美殿

青森県知事 三村申吾

第5次あおもり男女共同参画プラン（仮称）（案）について
諮問

次の事項について諮問します。

1、諮問事項 第5次あおもり男女共同参画プラン（仮称）（案）について。

2、諮問理由 青森県男女共同参画推進条例（平成13年7月青森県条例第50号）第8条第1項の規定に基づく基本計画として、第5次あおもり男女共同参画プラン（仮称）（案）を策定したいので、これについて意見を求めるものである。

(大矢会長)

ただ今、第5次あおもり男女共同参画プラン（案）について諮問書を受け取りました。

この件につきまして、まず事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

事務局の八木でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料1・2・3に基づいてご説明いたします。

まず資料1でございます。第5次あおもり男女共同参画プラン（仮称）（案）でございます。こちらは前回8月の審議会での議論を踏まえまして、先ほど部長からの挨拶にもありましたとおり、パブリックコメント（案）として作成いたしまして、1ヶ月間に渡り広く意見募集をしたところであります。このパブリックコメント時点の案は委員の皆様にもご提示させていただいていたところであります。

そのパブリックコメントの案から50件弱の修正箇所がございまして、その修正箇所を見え消しのかたちで記載したものが、お手元の資料1ということになっております。今日の

説明は資料2・資料3の方を使ってご説明いたしますが、必要に応じて資料1の該当ページを横に置いていただいて、参照していただければと思います。

それでは資料2の方でございます。まず資料2-1として1枚の紙がございます。パブリックコメントの概要を記したものでございます。パブリックコメントの期間としては10月5日から11月5日までの1ヶ月間、ホームページ等々で意見募集をしました。その結果提出されました意見が3番のところがございます。21人の方から合計114件のご意見をいただきました。その反映状況を表に書いてございますが、文書修正等という分類のところは41件とあります。こちらがプランに反映したところになりまして、先ほどの資料1でラインを引いて記載をしているところでございます。その他の分類、記述済みからその他まで、4つの分類は合わせて73件ございますけれども、こちらはプランの修正とはならなかったものになります。

資料2-2は横向きの表でございますけれども、こちらはただ今ご説明した文書修正等41件についての修正案をまとめたものでございます。本日はこの中から主なところをいくつかだけ抜粋してご説明したいと思います。

資料2-2をご覧ください。左端に通し番号がついておりますので、通し番号それからページという欄が左から2番目でございます。こちらが資料1の方の該当ページということになりますので、必要に応じて資料1の方も合わせてご覧ください。通し番号の2・3・4のところでございます。こちらいただいたご意見は「DV」という言葉についてでございました。プランの中では「DV」というアルファベット2文字に対して、日本語の訳も併記して書いておりましたが、これがプランの中で統一されていなかったところがございます。その他いただいたご意見を全て勘案いたしまして、県としての修正案としては右側にありますとおり、「配偶者やパートナー等からの暴力」、こういった文言で統一することといたしました。

従いまして、左の方にありますページ、1ページとか7ページとかありますけれども、その他このプラン全体を通してDVという表現を使っているところについて、日本語訳を併記しているところについては全てこの表現で統一したものでございます。

続きまして資料の2ページ目に移ってください。通し番号の9番、資料1で言いますと3ページのところになりますけれども、「方針決定過程に男女が参画することが必要」という原文の案がございました。男女が参画と言いますと、男性100対女性1であっても男女が参画しているということになってしまいます。それを求めているものではないはずだと。男女の性別の偏りがないように参画することが必要ではないかというご意見でございました。

こちらについては国の計画も参考にしまして、県の修正案としましては、「女性の参画拡大を進めることが必要」という表現で修正させていただきたいと考えております。

その他、文言の簡単な修正は飛ばしまして、3ページ目、通し番号14番でございます。資料1では6ページになります。こちらにつきましては随分緻密な分析をしていただきまして、ご意見をいただいたところございました。資料1の6ページには県民意識調査の結

果のグラフ、棒グラフが書いてあったところですが、これを非常に緻密に分析して、ご意見をくださったところでございます。

確かに一理あるところではございますが、このグラフを見て県民が直感的に理解できるかというところ、分かりやすさというところも考えまして、いただいたご意見、そのまま採用にはなりませんでしたが、県としても改めていろいろ考え直しました結果、修正案のところ、2行目のところで、「男性が家事等に携わる機会を奪ってしまう」ということを一言入れさせていただいております。これは男性の家事・育児・介護の参画ができないということは、それがそのまま女性の問題に直結するというよりも、男性自身の問題でもあるということを第一に申し上げておきたいなということから、まずそこを1点追加させていただき、それとともに「家族の負担を大きくすることにもつながって、女性の活躍推進が難しくなる」といった表現にさせていただきました。

いただいたご意見をそのまま採用というかたちではございませんけれども、いただいたご意見をきっかけとしまして、いろいろ県としても考え直してこのような表現にさせていただいたところでございます。

通し番号15番、資料1では9ページ目になります。ここは因果関係が明確になっていないというご指摘でございましたので、ここは宿泊飲食サービス業、なぜそれが女性への影響となるのかの理由としまして、いずれも女性の割合が高いことから女性への影響が大きいというふうに、若干因果関係を詳しく説明するような表記を加えさせていただいたものでございます。

資料の4ページをお願いいたします。通し番号でいきますと19番20番のところでございます。こちらの表現は事務局としても適切ではない表現だったかなと思っておりました。原案では「女性や子どもなど脆弱な人々」というような書き方をしておりました。女性や子どもが脆弱な人であるというような書きぶりであったと。こちら国の計画なども再度確認しましたところ、女性と子どもと脆弱な状況にある人々という、この3種類を併記して書いていた部分でございまして、決して脆弱な人々の代表例として女性や子どもを表記しているものではなかったというところでございます。このように「女性や子ども、脆弱な状況にある人々」と、3つを列記するようなかたちで修正させていただきました。

続きまして5ページをお願いします。通し番号でいうと23番。こちらは資料1でいきますと18ページになります。重点目標2のタイトルそのものにちょっと手を加えたようなことになります。原案では「能力開発（エンパワーメント）」と書いていたのですが、能力開発とエンパワーメントをそのままイコールのような表記にするというのは、おかしいのではないかなというご意見もございまして、いろいろ検討しました結果、後ほど資料3の方にも出てくるのですけれども、エンパワーメント自体は19ページのところで、脚注でエンパワーメントの説明を入れさせていただいております。資料3を先取りするかたちになってしまいますけれど、資料1の10ページに脚注としてエンパワーメントの意味を付けさせていただきました。

そしてこの18ページにあります重点目標2のタイトル。これは「能力開発」という言葉を削除いたしまして、「女性の人財育成とエンパワーメント」という表記に変えさせていただいております。

続きまして6ページでございます。通し番号の30番、こちら、6次産業化に取り組む云々という表現のところがございました。6次産業化自体も確かに大切なことでありますけれども、ちょっと主体が逆転しているように見えるというご指摘もございまして、文章を整理させていただきました結果、農山漁村の女性とそれから商工業である自営業に従事する女性が、その自営業の経営そのもの、それから農林水産物の加工販売等に取り組む経営体の運営、そういった自営の経営や経営体の運営等に積極的に参加して活躍の幅を広げていくというような表現に変えさせていただいております。こちら文言の整理ということでございました。

7ページをお願いいたします。通し番号の33番。資料1のページは27ページになります。性的マイノリティの偏見の解消、正しい知識の普及といったことを書いているところでございます。これは日本語の表現が適切ではないのではないかなというようにご指摘等々ございまして、27ページの表現を若干修正させていただいております。原案ですと性的マイノリティの方を知識普及の対象とする、研修の対象とするような日本語にも見えかねないというご指摘もございまして、あくまでも県民の方に理解を進めていただきたいという趣旨で書いているところでございますので、県の修正案といたしましては、「性的マイノリティへの偏見を解消し、性の多様な在り方についての県民理解を促進します」というようなかたちで、対象を明確にさせていただいたところでございます。

それから8ページ、通し番号の37・38のところでございます。資料1でいきますと34ページでございまして、こちらは防災・復興対策について書いていたページでございます。このなかで○の4つ目に、「新型コロナウイルスの感染症拡大を受けて」云々というような表現のところがございました。こちらについても、言っている意味がよくわからないというご指摘などがあり、県として改めていろいろと検討しました。

新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえて、県の担当セクションにおいて作っている防災関係の書き物を見てもみましたところ、明確に新型コロナウイルス感染症対策だからこのような多様な視点をというところまで踏み込んだ書き物には今のところならず、新型コロナウイルス感染症拡大対策に特化した書き物のなかでは、特に多様な視点ということに触れていませんでしたので、ここの記述を取ってございます。このような整理の仕方とさせていただきます。

資料2-2については大体このようなところです。その他たくさんご指摘いただいた文言の修正がございました。ご意見のとおり修正させていただいたところが、たくさんございます。

それから資料3をご覧ください。こちらはパブリックコメントではなく、パブリックコメントと併行しまして、県庁内の各部局から、いろいろいただいたご意見を踏まえて検討した

ものになります。

こちらも主なところをご説明いたしますが、通し番号の2番が先ほどご説明しました10ページのエンパワーメントに脚注を付けさせていただいたところでございます。

それから通し番号の3番、資料1の12ページになりますけれども、大目標に手を加えさせていただきました。原案ですとすごく読点が多く打たれておりまして、あまりにも細切れになり過ぎていたなと思ひまして、実は県の男女共同参画推進条例の前文を参考にしてもってきた大目標でございますので、条例にまた立ち戻りまして、一つ読点を削除させていただいたところでございます。

通し番号の4番も、これはプランの中で何度か出ている表現でした。ワーク・ライフ・バランスの日本語訳、これが統一されていなかったということで、表記を統一するというので資料1の12ページ、「両立」というところを「調和」に変えさせていただいております。

それから一番下の通し番号の8番、成果目標のところでございます。誤りではないのですが、消防団員に占める女性の割合、これは毎年数値を把握して公表しているのですけれども、毎年、小数点1桁で公表してきた数値でございます、今回間違っって小数点2桁まで表記しておりましたので、これを小数点1桁に修正させていただいたところでございます。数値は同じものでございます。

以上、資料2、資料3の修正点、これで全部で50件弱の修正ということになります。その主なものをご説明させていただきました。以上でございます。

(大矢会長)

どうもありがとうございました

ただ今、事務局から説明のありました件について、事前に皆様のお手元に配付されたと思うのですけれども、ご質問ですとかご意見がありましたらお願いいたします。

山下先生どうぞ。

(山下委員)

調整と、それからご説明ありがとうございました。資料2-1について教えてください。

資料2-1の3、提出された意見のところに、「反映困難」23件とあります。今説明していただいたパブリックコメントの対応については、文書修正等41件について主な点を説明していただいたものと思ひますが、23件の「反映困難」に区分された主な意見と、どういう基準で「反映困難」になったのか説明をお願いします。

(大矢会長)

では事務局お願いいたします。

(事務局)

こちら文書修正に至らなかったもの、記述済みや実施段階検討、この辺りはお覧のとおり分かるかと思えますけれども。反映困難というところがございますよね。

これにつきましては、ご意見の趣旨があまりにもプランの中身と違っているものであったりとか、県の進む方向性とあまりにも合っていなかったりしたものです。貴重なご意見のものは大体実施段階検討に区分させていただいているのですけれども、どうにも上手く反映できないものというのがございまして。

その他というのは、修正意見ではなく、感想的なものがその他でございまして。修正意見ではあるものの、どうしてもこれは反映できないものを反映困難に整理させていただいたものでございます。

こちらについては、いただいたご意見とともに、後ほど県の考え方をホームページで公表させていただくことになっております。これについては114件、全て県の考え方を付けて公表させていただくことになっております。

(山下委員)

承知しました。ありがとうございます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。重ねて拝見してきたつもりだったのですが、見る方が違うとやはり違う視点で気づきも多いのだなというのがよく分かるようなことだったかと思えます。どうですかね。

久保田委員いかがですか。特にご意見がなければあれですが、いかがでしょうか。

(久保田委員)

とても分かりやすかったです。私もいろいろな見方があるのだなということで、非常に良かったと思います。

(大矢会長)

ありがとうございます。大澤委員、いかがですか。大澤委員、お願いします。

(大澤委員)

多くの県民から大変貴重なご意見をいただいて、プランの内容がかなり充実したものになってきたという印象です。庁内の整理もされているということでございますので、大変ふさわしいものになっているというふうに感じております。以上です。

(大矢会長)

ありがとうございます。

今お二方からも、よいものであるというようなご意見をいただきましたが、皆様方、他にご意見ありますか。プランそのものについてです。

山下委員どうぞ。ご意見があれば。

(山下委員)

すみません。最後の最後まで、よいものに是非なって欲しいという思いがありまして、何点か発言させてください。

資料1の6ページの(6)ワーク・ライフ・バランスの部分。2段落の2行目です。これは元々「女性の負担」だったところをご意見を踏まえて、「家族の負担」と修正したものと理解していますが、「家族の負担」という表現でいいのだろうかという懸念を持っています。実態として家族に負担がかかっているのしょうけれども、その負担の大きくはやはり女性にかかっているという現実があるので、家族の負担という表現にすることで、誰に大きな負担がかかっているのかという現実を見えにくくする懸念を持っています。それが一つです。

それから2点目は9ページで、(11)の災害の影響の部分の2行目。先ほど修正のご説明をいただいたところですが、パブコメの20番のように、性的マイノリティなども含めて、明記することが必要ではないかというようなご意見も出ていたと思います。

災害時に脆弱性を有するとか脆弱な状況に置かれるのは女性・子どもだけではないということも調査研究で分かっていますし、性的マイノリティについても明らかになっている部分です。「女性や子ども、脆弱な状況である人々」となっていますが、女性も子どもも脆弱な状況に置かれる人々というふうに災害の文脈では捉えられていると思うので、もう少し表現の精査工夫が可能ではないかと思われま。

それから、すみません前後するのですが、その上の(10)番のところ。デジタル化の進展の下から2行目の「女性の視点」という表現に少し懸念を覚えています。「女性の視点」というふうに言うことで、女性はみんな同様の考え方、視点をもっているというふうに固定化されたイメージで捉えられかねないのではないかと。女性であれば細やかな気遣いとか、配慮とか、そういうふうに捉えられがちですが、それは必ずしも女性だからということではないと思います。この表現について懸念を有しています。

それから10ページの脚注。先ほどエンパワーメントについて説明して下さった点についてお尋ねです。エンパワーメントの脚注説明はこれでよいのかなと思っています。出典を教えてください。

あと少し飛びます。30ページの脚注の19番について、ジェンダーに基づく暴力という枠組みで捉える方が適切ではないかということは、以前に申し上げたことですが、この場でも繰り返させていただきたいと思います。

その上で、もうこの段階ですので、女性に対する暴力からジェンダーに基づく暴力というふうに、枠踏みを大きく捉え直すことは難しいとは思いますが、脚注の書き方が、性的マイノリティや男性の性暴力の被害者に対して消極的な書き方になっているのではないかと思います。女性に対する暴力だけではなくて、男性や性的マイノリティに対する性暴力も、性暴力の一つで、ジェンダーに基づく暴力の類型の一つだというふうな書き方をする必要があるのでないかと思います。

それから31ページの女性に対する暴力根絶の部分です。本文の1行目の売買春について、以前も意見を出させていただいたと思うのですが、「人身取引」に修正をお願いしたいというふうに思います。売春の枠組みは売春防止法からきていると思いますけれども、あの法律は女性を権利の主体というふうに捉えていないと思います。福祉の主体としてさえ捉えていないと。懲罰的な枠組みのなかで捉えているのが売春だと思いますので、女性の権利、女性の主体性、尊厳を守るといような枠組みであれば、売買春は人身取引、そこに強制性が働いて、その女性の意思がないがしろにされてというところをきちんと捉えるためにも、この言葉はこのプランの中では控えられるべきではないかというふうに思います。以上です。

(大矢会長)

ありがとうございます。6点ご意見を頂戴したわけですが。

(事務局)

たくさんご意見いただきまして、ありがとうございました。それでは前の方から順番にお答えします。

まず資料1の6ページでございますね。男性が家事・育児に参画できないことで、家族の負担を大きくするというところでございました。一般的にイメージされるのは、やはり男性、夫が関われないことで、やはりその妻に負担がかかる、これが一番イメージできる場所かなと思います。その他にも、子どもであったり、あとはさらにその上の両親であったり、家庭を構成する皆様がそれぞれ役割をもって家庭の中のことをやっていただくことが理想的なのかなという思いもございます。女性の負担が大きいところではございますけれども、ここは家族の負担と書かせていただいて、いかなものかなと考えたところではございました。もしご意見ございましたらまたお願いしたいと思います。

9ページでございます。(11)番の災害のところ、「女性・子ども、脆弱な状況にある人々」、こちらでございます。影響を受けやすい人ということでの例示がここには3つ並んでいるということでございます。女性、2つ目が子ども、3つ目として脆弱な状況にある人々と。女性・子どもというのを代表例、脆弱な状況の人の代表例ではなく、大きな影響を受けやすい人の代表例として、ここでは2つ挙げておまして、3つ目の脆弱な状況にある人でその他の方々を含めて表記したつもりでございます。ですので、例えば高齢者、それか

ら障害者、外国人、そういったさまざまな人が脆弱な状況にある人々というなかに入ってくるのかなと思っております。性的マイノリティの方も明示すべきではないかというご意見であったかと思えますけれども、この脆弱な状況にある人々の中に入ってくるのかなと思っております。

それからその上の項、(10)番のデジタル化の進展のところでございます。「女性の視点を取り入れることで」のところ、これはご指摘があったとおり、女性であれば細やかだと、これもまたアンコンジャスバイアスの一つになってしまうというご指摘は確かにそのとおりだなと思えます。

ただ、今、このデジタル化の開発に関わる方々、それは例えば企業の方もそうですし、それからIT工学の方へ進学する学生などをみましても、非常に男性に偏っている現実がございますので、少しでもそこは女性の視点を入れることで、バランスをよくしていくべきではないかという思いから、あえて「女性の視点を取り入れることで」という言葉で書かせていただいたところでもあります。あまりにも格差が大きいところについては、逆差別というご指摘もあるかとは思うのですけれども、あえてここで強く女性に入っていくって欲しいということを書くことで、最終的にバランスが取れる方向に至るのではないかという思いから書いたところがございます。

10ページの脚注のエンパワーメントでございます。こちらにつきましては、国の第5次基本計画、こちらの方にさまざまな用語の解説が載っており、そちらにありますエンパワーメントの解説の文言をそのままとってきたものでございます。

それから30ページでございます。暴力、女性に対する暴力の説明の脚注のところでございます。ご指摘は女性に対するもの、それから男性に対するもの、性的マイノリティの方に対するもの、全て類型としてはあるべきではないかというのは、その点も確かにごもつともなところがございます。そこをそのままその考え方を踏襲するのであれば、そもそも目標のタイトルも「女性に対する」という言葉を取るべきだと、これはもう山下委員から再三ご指摘いただいたところがございます。

先ほどのITのところと似ておりますけれども、今、現状、圧倒的多数であるところの女性に対する暴力をまず意識していただく、県民の方に意識していただくところをメインとしたいという思いから、あえてタイトルに女性を入れさせていただいたところでもあります。

脚注も、決して男性や性的マイノリティをないがしろにするものではなく、今回のこのプランでは対象にしますということを明記させていただいたところがございます。女性とまったく同じに扱うべきというご意見も一理あるかと思えますけれども、あえて女性に焦点を当てたセクションということで、ご理解いただけるでしょうか。

それから31ページ、売買春のところでございます。こちらについても事務局の方でも随分いろいろと検討いたしました。人身取引の方がより女性の権利を侵害している、自主性を損なうようなものというのは、いろいろ調べてみて確かにそのとおりと思ったところもございました。

ただ、これもまた県民向けの分かりやすさというところであったのですが、人身取引と言いますと、一般の県民の方は、どうしても海外に連れていかれるという言葉の方に受け取られる方が多いのですね。ただ人身取引というのは、女性が望まないのに、例えば売買春のようなことを強要されるようなことを人身取引と呼んでいるものでございまして、例えば、青森県内でも人身取引の被害は発生しております。ですので、人身取引という言葉を使うのが正しいというのもこれもまた確かにそのとおりでございました。

ただ県民向けのプランとして考えたときに、人身取引という言葉ではどうしても海外に売り飛ばされるというふうなことをイメージされてしまう方が多いのではないかということもありまして、分かりやすい言葉を採用させていただいたところがございます。こちらについても委員の皆様からもし何かありましたらご意見いただければと思います。

以上でよろしかったでしょうか。ご質問には全てお答えしているかと思えます。

(大矢会長)

はい。それぞれについて回答されております。格差の大きいところについては、女性が目立ってというようなところについては、あえての女性というものを記載させてもらいましたということと、後はやはり伝える相手が誰かということ意識されて、県民に分かりやすい表現が使われたという点に集約されるのかなと思えますが。いかがですか。

(山下委員)

丁寧にご説明いただき、ありがとうございます。ご説明をいただいたのですが、やはり承服できかねるというか。プランは、このあと審議会でOKして先に進んでいくと思うのですが、今、申し上げた意見については、そのまま異議というかコメントとして記録に残していただきたいというふうに思います。

デジタル化の進展の部分も、今のご説明であれば女性の視点を取り入れるということではなくて、女性の参画を拡大することというふうになると思います。売買春も、結局誤解に基づいて、何となく分かったつもり、県民が分かっている言葉だからということで使われていくことの弊害もあると思います。そうであれば売買春という言葉すら使う必要はなく、今人身取引を分かりやすく説明して下さったと思うので、その熟語でなくて、それが伝わるような表現を用いればよいのであって。分かりやすいからということで売買春という言葉を使い続ける弊害はあるというふうに思います。

それからやはり脚注の字句はこだわりたくて。暴力の文脈で男性の性的マイノリティの被害者が少数ながら存在することが分かっているのに、支援の対象を女性に限るものではありませんということが、すごく突き放した言い方に感じるのです。私も女性に対する暴力が問題でないとは全く思っておりません。大きな問題だと思っています。ただ、女性に対する暴力というふうにだけ言うていくことの弊害も現にあります。刑法の性犯罪の規制が改正されて、また見直しがかかっている段階で、男性や性的マイノリティの人に対する性暴力

についても検討されています。その中で、プランは向こう5年間に及ぶものなので、少し先に進んだ検討、もう少し寄り添ったインクルーシブな表現が可能なのではないかなというふうに思うところです。

ご説明をいただいて、それから質問させていただいてありがとうございました。

(大矢会長)

4点目に指摘されました、10ページの脚注についてはいかがですか。これは国のプランからとったものだという事でしたけれども。

(山下委員)

国の計画なのだと思うのですが、千田さんとかお読みになって、「なんだ、これかよ」とお思いになりませんか。エンパワーメントは、もっと女性の主体、その権利性も認められた言葉だと思うのです。今説明いただいて愕然としたところです。根拠のない定義づけではないということですね。参照した大元の方ががっかりという。

(大矢会長)

この時点においては、本県のプランについてはこの脚注についてはとりあえずよろしいですか。ものを言うのだとすると国に対してだと思えるのですけれども。

(山下委員)

参照するにしても、もう少し適切な参照先があるのだと思うのです。国連の文書でも定義とかあるので、そちらの方が。

(千田委員)

そうですね。言われればそのとおりですね。本当に力をつける機会とか、そういう状況を作るということから、それを、力を自分が使っていくという部分なので。多分、山下先生がおっしゃること、学者的な発想なのだなって。思い浮かばない。それで私は逆に別に自分がやってきたからかな。その前の段階も想像してしまうのですけれど。言われてみれば、ん？ですね。

(大矢会長)

そうですね。

(千田委員)

マイク持っていましたので一つよろしいですか。6ページのところで、山下さんがおっしゃっていたことで、なるほどと思ったことがあります。ワーク・ライフ・バランスの理想と

現実のところを「家族」に直したことに對して、私も「あれっ？」と実は思いました。現実の中では本当に男性と女性の家事育児参画の差があり、時間で見ると男性は1時間ちょっと、女性は6時間以上です。あまりにも差があるので「女性」に戻した方がいいと思います。

男女共同参画の実現には女性の活躍・社会参画と男性の家庭参画は両輪として進めていくものだと思いますので、やはり「家族」ではなく「女性」かなと思いました。

(大矢会長)

ありがとうございます。

女性の活躍推進が難しい要因の一つとなっていますという文章の締めなので、確かにおっしゃるように、ここは家族の意図もよく分かるのですけれども、ただこれは女性が強調されてもいい場所ではないかなと。

この点につきましてはお二方からご意見が出ましたので、他の方々どういうふうにお考えかちょっと述べていただけますか。

辺田委員いかがですか。

(辺田委員)

実態をみると、明らかに男性の育児・家事参加の時間が少なく、女性にしわ寄せがという実態がありますので、そこを改善していくのが大きな目的でありますので。はっきりと「女性の負担を」と明記してもよろしいかと思いました。

(大矢会長)

ありがとうございます。

実際にお子さんにしわ寄せがくるとか、高齢の方々にしわ寄せがくるといふのがある問題ではあるので、この文章の帰結の部分、女性の活躍推進なので、それは修正してもよろしいでしょうか。よろしいですか。

修正をお願いしたいという我々の意見です。これは「女性」に戻していただくということですね。

今の脚注の問題もまた出てまいりましたけれども、国連等の脚注を見るという議論、あるかなと思うのですが、いかがでしょう。他のものを参照するのがいいのか、同じ路線でいっている国のプランを見るのがいいのか、国の計画を見る方がいいのか、判断できかねますけれども。

違和感があることは間違いないかもしれないのですが、現段階において国が言っているものであれば、とりあえずは根拠なしではないので、あながち間違っているというふうにはっきり言うことはちょっと難しいのかなと思うのですけれども。その点のご意見としていただいたということで反映させるかどうかはまた別の問題として考えさせていただきたいと思います。

それから9ページのところでいただいておりました「女性の視点を取り入れることで」という表現ですが、これについてはいかがですか。女性というか、多様な視点なのでしょうけれど。今まで取り入れてこられなかった人たちの視点を取り入れたいという意図での表現なのかなとは思うのですけれども。

しかも男女の地位の平等感の話をしていきますので、その枠組みの中で、おそらく「女性の」という表現が入ったのだと思うのですが、女性の視点イコール細やかかと言われると、私は大雑把なので、女性だけ、全然違うことを言ったりしますから。必ずしもそうではないと思っている人間もいることはいるのですけれども。一般的な感覚としてどうかというところですか。

葛西委員、いかがですか。

(葛西委員)

ここは、今、大矢議長がおっしゃったとおり、一般的な感覚としては理解できます。今までサービス、製品、製造業も含めて、男性中心の発想というのが元々言われてきたので。そこで、あえてここで書き込むかというのはありますけれども。一般的な意味としては、これはやはり進めていくべきだと思いますので、ここで書き込むのはいいと思います。

(大矢会長)

なるほど。ありがとうございます。

ここでは「女性へ」と入れてしまってもよいのではないかということですね。ありがとうございます。

そうすると林委員はいかがですか。

(林委員)

私も入れてもいいのかなと。逆に言えば、新しい取組、女性を入れることで入れないということは言わない。女性を今まで無視してきたという捉え方にもあるので。ある意味、女性の視点を取り入れるということを入れた方が、ある意味分かりやすさがあるかなというふうに私は思います。企業的に見ると、女性を無視しているわけではない、けれどもあえて入れることによってこういう柔軟な発想ができるのではないですか、という問いかけ的な要素で考えれば、はっきり具体的に入れた方がこれでいいと思います。

(大矢会長)

これは以前にもちょっと議論になったところだったのですよね。それでおそらく読まれる方と書かれる方、それぞれの見てきたものによって感じるものが違うのかなという感じがするのですけれども。

現実問題、男性が中心であった、そこに男性ではない性の人が入ることによって、多様な視点が、本当は多様な視点がとか入るといいのかなと思うのですけれども。変わってくるの

ではないの？だからもっと男性だけではなくて、女性であれ、活躍される場を作るべきではないの？ということだと思うので。いかがですか、とりあえず女性という言葉を残すというのは。

(山下委員)

女性という言葉ここから落とした方がいいということをお願いしているのではなくて、女性の視点とは何かということです。ここで言われているのが、技術分野に女性の参画が増えればこういうふうになるということだとすると、女性の視点を取り入れるということではなくても、女性の参画を拡大すると書いた方が、女性の視点とは何かという問いも出てこないし、今、この分野で女性が非常に少ないということに、ダイレクトに応えた計画になるのではないかなと。

(大矢会長)

はい、分かりました。ありがとうございました。すみません。ちゃんと聞いていなくてごめんなさい。女性という言葉を使うことではなくて、問題は視点を取り入れるかどうかということだと思うので、私も多様な視点ということにつながるのだと思うので。

委員長の立場であまり言うてはいけないなと思うのですが、「女性の参画を進めることによって」ということでも十分伝わるのかなと思います。

そうしますと、今、林委員や葛西委員からいただいたご意見も、おそらく書かれていくのではないかなと思うので、どうでしょう、「女性の参画を進めることによって」、そういった表現にしたいという意見でよろしいですか。ありがとうございます。

それから「脆弱な人々」ですね。9ページの11番目。これら脆弱な状況にある人々のなかにより多くの人たちが含まれているので、という説明だったと思うのですけれども。どういたしましょうか。元々の文章だと女性や子どもが脆弱な状況にというところに含まれてしまっていたけれども、そこを別枠にしましたという説明でした。高齢者の方、外国人の方、性的マイノリティの方々、いろんな方がいるけれど全部書き出せないのというイメージかなと。大澤委員、いかがですか。

(大澤委員)

難しいですね。入れたいのであれば、本当にやはり性的マイノリティの課題ということで、お願いさせていただいていた部分がありますので。脆弱のなかに外国人の方並び高齢者の方、あとは性的マイノリティの方って、少数の方がその枠の中にやはり込みにされるといふ部分だとするのだったら、全て逆に書き出して、そのような脆弱な全体の方々より大きな影響を受けやすいとか書いてもいいのかなと思いますね。

(大矢会長)

ありがとうございます。すみません、突然当ててしまって申し訳ないです。皆さん、どう感じられるかなというところで、ちょっとお話を伺いたいので。何が正解とか正解ではないとかという話ではないのですけれど。

書き出すとかなり冗長になってしまう危険性はあるのですよね。元々、たしかに「など」を取ってしまって、という説明を伺って、なるほど私の思い込みがあったなということを感じた部分だったのですけれど。その脆弱な状況にある人々が、いろんな人を含んでいるのだよということは、とにかくポイントだったと思うのですが。その中で、例えばという例示を入れるか、例の中にあがっている3つの中に、さらに例を入れるかどうかという問題になるかと思うのですけれど。どうしますか。

(山下委員)

内閣府の男女共同参画局が出している災害対応力を強化する女性の視点というガイドラインがありますよね。あれは女性の視点ということで書かれています。女性の視点とか災害時に男女共同参画の視点で取組を進めることが、これらの人々のよりよい災害対応に寄与するものと思いますという文章があるのですけれども、そこにもLGBTや外国人も入っているのです。

少数派の人たちのことこそ、やはりはっきりと書いていかないと、脆弱な状況にある人々と言われて、それこそ先ほどからおっしゃっているように、県民への分かりよさというのはこれでは全然分らないと思うので。その国のガイドラインに列挙されている人たちは例示として挙げる、国のガイドラインの表現を参照して明記することは可能なのではないかなというふうに思います。

あるいはその国際的な災害の取組の文脈で脆弱性のある人々といったら、スフィア原則というガイドラインの中にどういう人たちが脆弱な人々にあたるのかということが具体的に挙げられているので、プランの中に書き込むことで、それこそ県民への意識啓発も図られると思うので、検討していただけるといいかと思います。

(大矢会長)

そうしますと、女性や子どもが外側にでているのはよろしいですね。

(山下委員)

違和感があります。ご意見がついたのは「女性や子どもなど脆弱な人々」という表現だったから、女性や子どもは弱者かというご意見だったかと思うのですが。脆弱な状況にある人々とか、脆弱な状況におかれがちな人々ということであれば、それは女性や子どもはこの中に入ってくるのではないかと思うのですが。

(大矢会長)

なるほど。そうすると元々の原案どおりの方でいって、女性や子どもが例として出ているけれども、それ以外の方たちの例をもう少しあげてもいいのではないかということになりますかね。いかがでしょうか。

(事務局)

すみません、少しお時間をください。

(大矢会長)

もちろんです。

(事務局)

よろしいでしょうか。

(大矢会長)

お願いします。

(事務局)

こちらについてはさまざま議論あるところかとは思いますが。

まず、今、出しておりますこちらの案としましては、「女性や子ども、脆弱な状況にある人々」というような書き方をしております。こちらは国の計画でも、そのままの表現がされているところがございます。国の計画での該当部分には、脚注として平成27年第3回国連防災世界会議採択とあり、この表現を使っているところではあります。

ですので、これも国の計画に根拠を求めて書いたところでございます。

とはいえ、この議論のなかで皆様が何かしら具体であった方がいいのではないかということなのであれば、例えば脆弱な状況にある人々の後ろにカッコ書きで羅列していくようなもの、性的マイノリティの方、障害者、高齢者、外国人など、どこまで書くのかというのはありますけれども、そういったところをカッコ書きで書くというのは一つの案としてあるとは思いますが。

(大矢会長)

その場合、女性や子どもというところの表現がおかしくなるので、女性や子ども、脆弱な状況にある人々のなかに含めるか含めないかということなのだろうと思うのですけれど。

(千田委員)

阪神淡路でも東日本大震災でも一番問題化して出てきたのが、女性への暴力と子どもへ

の影響です。そういう被災地や避難所の問題は、本当にクリアしていかなければいけないので、やはり女性と子どもはなくすべきではないと思います。

男女共同参画社会の実現の活動を私がやってきたこととして、女性と子どもの部分をまずは変えていこう、ここがジェンダーの問題を反映していると考えてきました。

山下さんがおっしゃっているように、女性や子どもだけではなく、皆に影響があるとは思いますが、そこが見えていない部分で、それをどうするのか。私自身、結論が出ないでいます。マイノリティも外国人も、同じように大変な目にあっているのだという事がもう少し明確になれば、こんなに悩まなくても良かったのかなと、本音としては思います。そこで、案としては、女性と子どものほかはカッコ書きにするのか、全部並べるのか、悩むところです。

(大矢会長)

女性と子どもについては強調した方がいいというお考えですね。「女性や子どもなど、脆弱な状況にある人々（ ）」というのもちょっと変。例示の後にまた例示ってちょっと変ですね。

(山下委員)

カッコにするのであれば、「(他に例えば)」という表現になるかと。

(大矢会長)

その他、どうですか。「全ての人の生活を脅かしますが、とくに女性や子ども、脆弱な状況にある人々、その他(高齢者、性的マイノリティ、障害者など)がより大きな影響を受けやすく」というかたちにするのがいいか、あるいはカッコではなくて、「とくに女性や子ども、また性的マイノリティ、高齢者などの脆弱な状況にある人々」と続けるのがいいか。カッコではなくてですね。

(林委員)

今の方がいいと思います。

(大矢会長)

そうですね。そういうかたちで私たちは修正案を出したい、修正を願いたいということでもよろしいですか。

(久保田委員)

先ほど山下先生のおっしゃっていた、「脆弱な状況に置かれがちな」というような表現もいいのかなと思っておりました。脆弱な状況に全員いるのかといたら、そんなこともないというふうなことも言われかねないのかなと思うので。山下先生がおっしゃったような「置

かれがちな」というような、ちょっとぼやかしたような表現がいいと感じました。

(大矢会長)

中心になって動いている方たちもいらっしゃる、高齢の方であれ、障害の方であれ。そうすると、「とくに女性や子ども、また高齢者、性的マイノリティ、障害者などの脆弱な状況に置かれがちな人々が」でよろしいですか。ありがとうございます。では私たちの修正希望案ということにさせていただきます。ありがとうございます。

30ページ。時間がギリギリになってまいりましたが、30ページですが脚注の部分ですが。これは前に山下委員からご意見をいただいて、それを受けてここまで頑張ったということだと思うのですけれど。

事務局、大丈夫ですか。さっきのところ。

(事務局)

今、女性・子どもの後ろ、脆弱な状況にある人々の例示としてあげたもの、いろんな言葉があったように思ってしまいました。

(大矢会長)

そうですね。いつも私も順番を変えてしまいましたし。

(事務局)

高齢者・性的マイノリティ・障害者

(大矢会長)

外国人も入れたほうがいいのか。外国人まで入れましょうか。

(事務局)

「高齢者・性的マイノリティ・障害者・外国人などの脆弱な状況に置かれがちな人々」。ありがとうございます。

(大矢会長)

30ページ、31ページの方でございます。30ページのところの脚注ですが、山下委員、具体的にこうした方がいいのではないかという具体的な文章案みたいなものをお持ちでしょうか。

(山下委員)

あります。本プランでは女性に対する暴力という表現を用いていますが、性暴力やDV、

このDVも直されるのですね、被害者の多くは女性であるためです。というふうに1回文章を切る。男性や性的マイノリティを含むさまざまな性の人に対する暴力が存在しており、支援対象者は女性に限られません。

(大矢会長)

限られません。そうですね。限るものではありませんと。ありがとうございます。1回文章を切ってしまう。ここで女性と掲げているのはそういう理由ですといった後に、そうは言っているけれども、ここではタイトルはそうなっているけれども、実はそうではない、それだけではないのだよということですね。

佐々木委員、いかがですか。

(佐々木委員)

そうですね。今、山下先生がいわれたとおりに、やはり県民の方々が分かりやすいというのがやはり第一だと思うのですよね。さっきの脆弱のところでもそうなのですけれども。一般の人たち「これってどういう意味なのだろう？」ってやはり思っていると思うので、カッコ書きしてくれた方が、やはり私たち一般学識のないものにとってはすごく分かりやすい。

だからそういう意味も含めて、今、山下委員が言ったようにしていただければ分かりやすいのではないかなと思います。

(大矢会長)

ありがとうございます。

そうですね。特にさまざまな性に対するというのはちょっと問題になったと思うので、それも人々と付けて、人に付けていただくことも含めてなのですが、分かりやすくなるのかなという感じがいたしますが。皆さん、よろしいですか。

(大矢会長)

では、DVは、これはカッコ書きの部分がさっき修正になったんですね。「被害者の多くは女性であるためです」と1回切っていただいて、「男性や性的マイノリティを含むさまざまな性の人に」という、「の人」というのが入って。「に対する暴力が存在するため、支援の対象は女性に限りません」と。

(事務局)

もう1点ございました。山下委員からのご指摘。「暴力が存在しており」。

(大矢会長)

「存在しており」ですね、失礼しました。「支援の対象は女性に限られません。」ありがと

うございました。これも修正希望案ですね。お願いします。

そうしましたら最後のところにまいりまして、31ページですが、売買春の問題、これも前に議論になったところだったのではないかと思います。売買春と言われた方が分かりやすいと言えば分かりやすい。人身取引だけが出てくると、確かに海外に連れ去られてと。清水委員、いかがですか。

(清水委員)

私、あまり違和感なく読んでいたのですけれども。山下委員がおっしゃることも理解できて。

これを読んだときの県民の分かりやすさという話でのご説明だったのですが、そうであるとすれば別に単語に拘らずもっと分かりやすい表現も考えられるとことなので、分かりやすさをという点でのこの表現なのであれば、再検討してもいいのかなとは思いますが。

(大矢会長)

ありがとうございました。

山下委員、どうぞ。

(山下委員)

売買春という言葉、元々その案を出していただくときに、誤って入ったものだったと思うのです。落とされていた方ですか。前のところに性犯罪と性暴力ってあって、ここの枠組みに入るのではないかなと思うのですけれども。

(千田委員)

古くから売買春という言葉はありましたよね。それこそ日本の男性が高度経済成長期に、海外で買春して国際的に非難を浴びたことなど。あとは、ずっと国の女性に対する暴力の方向性の暴力の定義の中には、売買春が入っていて、そして性犯罪とか性暴力とは別もので、並んでいたもので、国の計画にも項目立てて入っているものであるという事実はあります。

(大矢会長)

そうすると、残してもいいのではないかということですね。悲しい話なのですけれど、特出ししなければいけない状況にあるということでしたら大変悲しいことではあるのですが、何で特出ししているのかといたら、それだけあるからなのだろうし。どうぞ。

(山下委員)

私は、さっき申し上げたことをやはり申し上げておきます。売買春のものと法律の枠組み自体、問題があるので、分かりやすさのもとでそれがそのまま使われることの弊害もあると

思うので。選択的にセックスワークに従事する女性の主体性をどう尊重するかという問題も本来入ってくる複雑な問題なので、私はこの言葉がこのプランに入ることは支持できません。あとは審議会の方で進めていただければと思います。

(大矢会長)

ありがとうございます。

どうでしょうか。ご意見としてそういったことがあったということを付して出す。だからいずれ、この問題がデリケートなものとして取り扱われるべきものであって、仮に今回入れたとしても次のプランのときにはまた要検討であるということを意見として付すというのはいかがですか。積極的に違う言葉に置き換えた方がいいというご意見ある方いらっしゃいますか。現段階で。

(千田委員)

山下先生に教えていただきたいのですが。性の商品だとか、そういう問題部分の中での人身取引と売買春の違いというのを、もう少しご説明いただけますか。

(山下委員)

人身取引というのは、私の理解ですが、ご本人が同意していないのにその人自体とか、その人の性行為が商品としてやり取りされる。売春は、それも含めて、ただそれだけではなくて、主体的にセックスワークを労働として選んでいる女性たちも、処罰の対象として論じる枠組みだというふうに思います。

だから強制性や本人の意思に反してとか、本人の尊厳がという部分、そこが損なわれてということを抑う言葉は人身取引ではないかと。人身取引という言葉、国内でも起きているという現実があって、ただその言葉が海外でということと強く結び付けられてイメージされるという、多分そっちのイメージを正していく方が、本当は必要なのだろうというふうに思われる言葉です。

(千田委員)

売春、数は別として、それを職業とせざるを得ないという部分の中では、なくす、根絶ですよね。根絶するのになくするために、やはり実際あるものをないものとはしない方がいいのかなと。なので、逆に人身取引をここに入れた方がいいのかなと私は思っているんですけど。

(大矢会長)

売買春を残して、ですか？

(千田委員)

残して、人身取引。

(大矢会長)

売買春のような人身取引

(千田委員)

点で並べる。

(大矢会長)

点で並べる。

(大澤委員)

売買春を無くした方がいいのかなど。今のお話を聞くと、意思があるのかどうなのかという部分で、話の整理になっておりますので、意思がないところの部分については、性犯罪・性暴力というふうな、本人が了承を得なくても暴力を受けているということをトータルでそこで抑えておりますので。今の売買春と人身取引のその違いの可否について今いろいろ論議されていますけれど。売買春がなければどうなのかな。あるから今この論議になっているのかなと思います。

(千田委員)

ずっとあったんです。

(大矢会長)

だからそれは残した方がいいのではないかと。本人が積極的に自主的な意思に基づいて売り買いするのがいいのかと言われると、いいのか？というところもあるので。でもせざるを得なくしている部分まで含めると、自発的に、見かけ上は自発的に見えていても、実は違うよねというところまで多分問題にされたいのですよね。

(千田委員)

そうそう。

(大矢会長)

どうぞ。

(小笠原委員)

今、いろいろ議論出ていますが、分かりやすさと意思の有無のところだと思います。一つの案ですが、性犯罪・性暴力のところは意思がないにもかかわらずというところのワードになりますので。その後ろに、中丸で人身取引、そして点で売買春というふうにはできないかなと。いかがでしょうか。

(大矢会長)

ありがとうございます。

性犯罪・性暴力・人身取引ということですね。そうすると千田委員が入れた方がいいのではないかとおっしゃった売買春は残るということですよ。

(林委員)

私は逆に入れられない方がいいのかなと思いました。というのは、先ほど山下委員が言ったとおり、聞くと、ある意味売春というのは極端な話、お互いに、それを生活にしている人、またはお互いに納得しているという部分もある。ただこのなかでは暴力と謳っている以上はそういうふうな売春行為をしたとして、その相手が暴力した場合には性犯罪、という捉え方なのですよ。そうでなければ成立しない部分もあります。但し人身取引というのは、あくまでもそれはもう犯罪的な部分というふうに捉えるのであれば、私は売買春というのを入れずに人身取引というふうにはっきり謳ってしまった方がいいのではないかと、聞いてそう思いました。

(大矢会長)

人身取引という言葉のイメージが、いまだ私たちが意図するような人身取引。

(林委員)

ただ言うのは、私が今聞いてそう思ったというか。はじめて聞いた人がどう捉えるかという部分もありますので。

(大矢会長)

おそらく相当レベルが上がります。その議論が多分県の中でもあつて。結果的に売買春という表現を今回は使ったということなのではないかなと思うのです。

山下委員もおっしゃっているように、ものすごくいろんなところで根本的に問題があるという問題についてなので。まったく触れないという手もあるのですけれども、ただこういった暴力のかたちもあるのだということを出したいというご意見もありますので。それは大変日和見の結果になってしまうかもしれませんが、そういうご意見があったという意見を付して、今回はこれで、この表現をそのまま残す、但し次期プランに向けてはこういっ

た表現の仕方が果たしていいのかどうか、それから考え方そのものが日本全体で変わっていかねばいけないのではないかということを含んだ上の意見書を付けて、意見として提案したいと思いますが。よろしいですか。

(林委員)

この売買春という部分に関して注記という捉え方を下の方に。

(大矢会長)

もちろん人身取引というのを入れて、そっちを脚注につけるという方が、それはあるかなと思いますけれども。

どうぞ。

(環境生活部長)

この部分は事務局でも相当議論をしました。山下先生からも以前からこのご意見をいただいておりますし、どうするかというところ、それからパブリックコメントでも実は同じようなご意見がありました。反映困難ということで整理したところです。

と申しますのは、やはりこの男女共同参画に関しましては、国内はもとより海外、世界的にもいろいろな議論がある分野です。議論がある部分を全て県の計画の中にそのまま落とし込むことは、やはり難しいのではないかということで。議論がある中でも、青森県として特徴的な部分ということで、例えば性的マイノリティの方への支援の部分、相談体制の充実ですとか、そういったところを特出ししたり、それから夫婦別性の部分についても、県の方向性として国の動きを注視するという、多分他所の県ではどこでも入れていない文言を入れたり、ということで工夫しておりました。

今回の人身取引に関しても、なかなかここで県として売買春に替わる言葉として使うのは非常に厳しいものがあるのではないかという判断で、ただ売買春に関しては、やはり暴力の一つであるということを確認にしたいということで、そういう表現にさせていただいたというところでございます。

人身取引を注釈で加えるということになりますと、やはりその注釈の文章をどうするかというところが、掘り所がないですね。先ほどのエンパワーメントですとかは国の計画なりあるのですが、なかなか難しいというのがありまして。できれば大矢会長のご意見にありまして、今回こういうご意見があつて議論があつたということを確認としてしっかり残した上で、このままお願いできればと考えております。以上でございます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。ちょっとやはり今すぐに決めるのは難しい、時期尚早であるという

言葉もございますので、意見があったことは大切なことですから。これは記録に残していただきたいと思います。

それでは、時間がやってまいりまして、私の進行の仕方がちょっと問題あったと思うのですが、修正していただくところがありますので、皆さん、もう少しだけお時間頂戴してもよろしいでしょうか。どうしてもご都合が悪い方いらっしゃいましたら言っていただければと思います。

意見をまとめないといけないので、時間を少々いただければなと思っております。お忙しいところ申し訳ありません、よろしく願いいたします。

<中断>

(大矢会長)

では、皆様、今、事務局でまとめていただきました修正案とそれから意見ですね。これにつきましては、今いただいたので、読み上げさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

では、第5次あおり男女共同参画プラン21（仮称）（案）については、次のとおり修正すること。

1番目、6ページ目の6行目、「家族の負担」とあるものを「女性の負担」に修正する。修正理由は家族では誰に負担がかかるのか見えにくい。

2番目、9ページ（10）の4行目、「女性の視点を取り入れる」という文言を、「女性の参画を進める」と修正する。修正理由、より明確な表現に修正するため。

3番目、同じく9ページ（11）の2行目、「とくに女性や子ども、脆弱な状況にある人々が」という表現を、「とくに女性や子ども、また高齢者・性的マイノリティ・障害者・外国人などの脆弱な状況に置かれがちな人々が」に修正する。修正理由は、より詳細な表現に修正した。

4番目、30ページの脚注にあります2行目から3行目、「女性であるものの、男性や性的マイノリティを含む様々な性に対する暴力が存在するため、支援の対象を女性に限るものではありません」となっているものを、「女性であるためです。男性や性的マイノリティを含む様々な性の人に対する暴力が混在しており、支援の対象は女性に限られません」。修正理由は、女性以外の被害者に寄り添った表現に修正する、ということにします。

なお、30ページ及び31ページの売買春を人身取引とすることについては、今後さらに議論をすすめることという意見となっておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、これを私たちの答申案ということで答申を行うことといたしますが、よろしいですか。ありがとうございます。

すみません、さっきのタイトルのところ第5次あおり男女共同参画プラン21と読んでいたのですが、21はなくて、すみません。読み間違えました。大変失礼いたしました

た。

そうしましたら答申案、こちらの方もございますので、答申をお渡ししたいと思います。一応答申案を答申としまして読み上げますけれども、令和3年12月20日付、291号で諮問のあった上記の事項については、審議の結果適当と認め、別紙の意見を添えて答申いたします。ということで、答申を出します。

では、答申書をお渡ししたいので、よろしくお願いいたします。

令和3年12月20日

青森県知事 三村申吾殿

青森男女共同参画審議会 会長 大矢奈美

第5次あおり男女共同参画プラン（仮称）（案）について答申いたします。

令和3年12月20日付、青青男女第291号で諮問のありました標記の事項については審議の結果適当と認め、別紙の意見を添えて答申いたします。

（環境生活部長）

ありがとうございます。皆様、ありがとうございました。

（大矢会長）

それでは以上で諮問案件の審議を終了いたします。本来であれば皆様方から一言ずついただきたところなのですが、時間もオーバーしてしまいましたので、本当に皆様ご協力いただきまして、どうもありがとうございました。よりよいものという山下委員のお言葉そのままに、皆さんで議論できたことは大変よかったと思っております。どうもありがとうございました。

では、事務局に進行をお返しいたします。

（司会）

以上で本日の議事は全て終了となります。大矢会長、委員の皆様どうもありがとうございました。最後に青少年・男女共同参画課長の小坂からご挨拶を申し上げます。

（青少年・男女共同参画課長）

青少年・男女共同参画課の小坂でございます。

本日はお忙しい中、また天候の悪い中お集まりいただき、活発なご議論をいただきましてありがとうございました。

今回のこの男女共同参画プラン改定にあたりまして、年3回開催して、その都度膨大な資料を送付させていただいて意見を出してくださいとか、かなり無理難題を申し上げましたことを、ここでお詫び申し上げたいと思います。おかげさまで大変いいものが答申としてい

ただけたかと考えてございます。

本日お配りしております資料の4をご覧いただきたいのですが。今後の予定でございます。12月にこの審議会で答申をいただきまして、年明け1月に庁内の事務レベルの会議でございます男女共同参画推進会議、こちらの方で成案についてまた議論いたしまして、最終的には2月の上旬に知事をトップといたします男女共同参画推進本部、そちらで正式決定をして第5次新プランを策定、完成という予定としております。委員の皆様方には大変お忙しいところをご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

(司会)

これもちまして、令和3年度第3回青森県男女共同参画審議会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。